

衆議院経済産業委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月12日（水）、第10回の委員会が開かれました。

- 1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）
 - ・西村国務大臣、星野内閣府副大臣、井出文部科学副大臣、長峯経済産業大臣政務官、里見経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）山岡達丸君（立憲）、大島敦君（立憲）、山崎誠君（立憲）、阿部知子君（立憲）、田嶋要君（立憲）、足立康史君（維新）、小野泰輔君（維新）、遠藤良太君（維新）、鈴木義弘君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

山岡達丸君（立憲）

G X脱炭素電源法案

- ア 原子力基本法改正案第2条第3項の「国及び原子力事業者が安全神話に陥り」の趣旨
- イ 原発事故は起こり得ることを前提としているかの確認
- ウ 原子力事故発生時の不利益情報を国民に明示する必要性
- エ 安全神話に陥ったことの反省を法律で規定することについての山中原子力規制委員会委員長の見解
- オ 原子力基本法の改正を踏まえた、原子力規制庁による原子炉等規制法改正に係る検討の有無
- カ 原発事故が発生したときの責任の所在
- キ 自治体作成の避難計画に対する国の関与の在り方
- ク 避難計画で定める避難経路の妥当性
- ケ 原発の運転期間の在り方
- コ 安全規制基準を満たしている原発の運転可能期間
- サ 原子力規制委員会が見解を出した令和2年7月時点で原子炉等規制法の改正を検討しなかった理由
- シ 原子力規制庁のガバナンスの在り方

大島 敦君（立憲）

- (1) 東日本大震災が発生した2011年3月11日の西村国務大臣の記憶
- (2) 原子力規制委員会による動的な安全に対する評価の困難性についての山中原子力規制委員会委員長の見解
- (3) 電力の安定供給確保の観点から原子力を活用する場合における人員の安定的確保等の制度的保障の必要性
- (4) 原子力事業について国が全責任を負う必要性
- (5) 安全審査に係るPWRとBWRの安全対策費
- (6) 原子力事故発生時の株主代表訴訟の賠償金額
- (7) 原子力発電の運転期間延長が電力システム改革に起因するとの指摘についての西村国務大臣の見解
- (8) 諸外国における電力自由化の現状
- (9) 国が原子力事業に直接的に責任を負い安全に関する応分の負担をする必要性
- (10) 国が現場と一体となった原子力事業運営を可能とする環境を作り出す必要性
- (11) 使用済み核燃料が天然ウラン並みの放射線量に減衰するまでの期間を圧縮するために国が研究開発資源を投入する必要性

山崎誠君（立憲）

- (1) 中長期的に原発を停止させるエネルギー政策の是非
- (2) 本改正案提出に至る省庁間の議論の経緯を公開する必要性
- (3) 原子力基本法改正
 - ア 星野内閣府副大臣の答弁姿勢
 - イ 星野内閣府副大臣が答弁する理由
 - ウ 原子力行政における原子力基本法の位置付けについての星野内閣府副大臣の認識
 - エ 実施法との関係
 - オ 本改正案の意義についての星野内閣府副大臣の見解
 - カ 本改正案の第2条第3項
 - a 「最善かつ最大の努力」の意味
 - b 努力義務以上の責任の有無
 - c 「原子力事故の発生を常に想定」することと原発の運転との関係性
 - キ 国の責務
 - a 改正内容
 - b 規定する意義
 - c 再生可能エネルギーに関する国の責務を再エネ特措法で規定しない理由
 - d 再生可能エネルギーの導入促進について国として責任を果たす必要性
 - ク 本改正案の第2条の3第3号
 - a 事業者が原子力発電事業からの撤退を決定した場合の国の対応
 - b 「電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況」の意味
 - c 事業環境を整備する規定が日本の再エネ衰退の加速を招く懸念
 - ケ 日本及びフランスにおける地震が発生する頻度についての比較
- (4) 原子力発電所の運転期間の上限
 - ア 本改正案による原子力発電所の安全性の向上の有無
 - イ 運転期間の上限を設けて運転を停止した場合と運転を継続した場合のリスクの比較
 - ウ 利用政策上運転期間の上限を設ける必要性
 - エ 「利用政策の観点」の意味
 - オ 運転期間の上限を撤廃しない理由
 - カ 石炭火力発電所に運転期間の上限を設けずに原子力発電所の運転期間の上限を設ける理由
- (5) 資源エネルギー庁職員作成のメモにおける安全規制の在り方に関する記述の是非
- (6) 原発の検査に係る信頼性
 - ア 100%信頼の置ける検査の可否
 - イ 特別点検における検査範囲
 - ウ 劣化に係る検査が十分行えない場合に運転を停止させることの是非

阿部知子君（立憲）

原子力基本法改正

- ア 改正に係る政務間の意見交換の有無、内容及び時期
- イ 星野内閣府副大臣が改正について説明を受けた時期
- ウ 改正に至る記憶及び記録がない中で法改正を行う是非
- エ 改正を行う理由
- オ エネルギー政策基本法において原子力利用の原則を規定する必要性
- カ 政務間で議論する前に事務方で改正の方向性が決まっていたことの確認

- キ 閣議決定に至るまでの経緯
- ク 原子力利用について規定することとした理由を国民に説明する必要性

田嶋要君（立憲）

- (1) 原子力基本法
 - ア 原子力基本法における原発や原子力発電を規定した条文の有無
 - イ G X脱炭素電源法案において原子力基本法を改正する理由
 - ウ G X脱炭素電源法案において原子力基本法の改正を行わないと実現不可能な法的措置の有無
 - エ 原子力基本法の改正により将来的な政策判断の柔軟性が奪われる可能性
- (2) 核融合炉
 - ア 核融合炉においても放射能が地域社会に拡散する事態が生じ得る可能性
 - イ 核融合炉がミサイル攻撃を受けた場合に生じ得るリスク
 - ウ 核分裂炉及び核融合炉の事故リスクを定量的に比較して国民に発信する必要性
 - エ 核融合炉において低レベル放射性廃棄物が生じ得る可能性
- (3) 次世代革新炉
 - ア 次世代革新炉の立地箇所数
 - イ 次世代革新炉は廃炉を決定した原子力発電所の敷地内に設置する旨の政府方針の確認
 - ウ 次世代革新炉の1つである小型モジュール炉（SMR）の立地が限定されることによりSMRの利点が失われる懸念
 - エ 再処理に向かない高温ガス炉やSMRと政府の全量再処理方針が整合しない可能性
- (4) 原子力発電のコスト
 - ア 相対的に国民負担の大きな原子力発電を推進する政府方針に対する懸念
 - イ 2030年の電源別発電コスト試算において原子力発電の上限値が示されていない理由
 - ウ 自然災害等に弱い大規模集中型電源がエネルギーの安定供給に適さない可能性
- (5) 原子力発電の運転期間
 - ア 電気事業法改正案に規定する「原子力事業者が予見し難い事由による停止期間」の定義
 - イ 安全審査において事業者が疎明する期間が他律的要素として停止期間に含まれる可能性
 - ウ 運転期間延長は極めて限定的なケースであるとする従前の政府答弁の有効性

足立康史君（維新）

- (1) 原子力安全規制の在り方
 - ア 原子力規制委員会に対する外部からのチェック体制の現状
 - イ 原子力安全規制に係るガバナンスの不断の見直しの必要性
- (2) 本改正案において原子力の活用を位置付ける判断に至った選択肢ごとのプロコンを明示する必要性についての西村国務大臣の見解
- (3) ALPS処理水
 - ア 処理水を大阪湾に放出する案が却下された経緯
 - イ 検討に係る選択肢のプロコンを明示する必要性

小野泰輔君（維新）

- (1) 原子力発電所の運転期間
 - ア 本改正案で運転期間を40年とし延長期間は20年を基礎として原子力事業者が予見し難い事由による運転停止期間を考慮した期間に限定することとした理由

- イ 他律的な事由による停止期間については運転期間に含めないとした本改正案の趣旨
- ウ 運転期間延長に係る認可取消後に事業承継した事業者が改めて運転期間延長に係る認可申請した場合の取扱い
- (2) 電力事業者の事業環境を整備するための経済産業省の検討内容
- (3) 原子力規制委員会による審査の効率性
- (4) 運転期間延長が審査業務にもたらす影響
- (5) 本改正案が再生可能エネルギーの普及にもたらす負の影響
- (6) 再生可能エネルギーの普及に向けた西村国務大臣の決意
- (7) 再エネ賦課金の使途

遠藤良太君（維新）

- (1) 西村国務大臣の対話型AI「チャットGPT」の活用方針
- (2) 原子力発電と脱炭素化
 - ア 石炭火力発電、石油火力発電及びLNG火力発電とのCO2排出量の比較
 - イ 原子力発電を活用せず再生可能エネルギーにより脱炭素化を進める上での限界の有無
- (3) 原子力発電の運転期間の延長
 - ア 立地地域の意見を聞く等の手続を設けた上で、延長に係る制限を設けない必要性
 - イ 特定重大事故等対処施設の建設の遅れにより運転が停止している場合の扱い
 - a 停止期間が本法律案における運転延長期間に含まれるかの確認
 - b 同施設のみ完成していないものについて、原子力規制委員会が認めれば運転可能とする必要性
- (4) ナトリウム冷却高速炉及びガス冷却高速炉
 - ア 日本原子力研究開発機構（JAEA）が両実証炉の開発を担うことの確認
 - イ 両実証炉の建設を同一の事業体で実施する必要性
- (5) 原子力発電に係る国の責任の明確化
 - ア 原子炉の設置許可等に係る都道府県知事や内閣総理大臣の同意を法定する必要性
 - イ 原子力損害の賠償に係る事業者の負担を有限とし、限度を超える金額は国が負担する必要性
- (6) 原子炉の廃炉
 - ア 廃炉の実施主体を責任主体と同じ原子力事業者としていることのメリット
 - イ 本法律案に規定している使用済燃料再処理・廃炉推進機構とJAEAとの連携の具体的内容
 - ウ 放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定に係る期限を設ける必要性
- (7) 太陽光発電設備
 - ア 本法律案に基づき設置時に説明会の開催が求められることとなる設備の規模
 - イ 更新や増設した部分に既設部分と異なる新たな買取り価格を適用する新制度の意義及び国民負担
 - ウ 昨年7月に開始した廃棄費用の外部積立てが廃棄のピークに間に合うかの確認
 - エ 国産化を含めたサプライチェーンの構築を進める必要性
- (8) 洋上風力発電
 - ア 北海道の3区域においてセントラル方式により調査が行われることの効果
 - イ 2030年度までに発電量を10ギガワットとする目標に向けた見通し

鈴木義弘君（国民）

- (1) 我が国のサプライチェーンの在り方
 - ア 永久磁石のサプライチェーン構築についての政府の方針
 - イ 2012年に焼結磁石を外為法に基づくキャッチオール規制の対象とした時期が遅いとの指摘に対する政府の見解

- ウ 太陽光パネルのサプライチェーンの在り方についての政府の対応方針
- エ 中国製の中間財を用いて日本から米国に輸出する際に米国のアンチダンピング措置及び相殺関税の適用対象となる可能性についての政府の見解
- (2) 太陽光発電パネル
 - ア リサイクルの現状
 - イ 具体的なリサイクル量
 - ウ 太陽光発電パネルに使用されていたシリコンウェハーの再利用の可否
- (3) 再生可能エネルギー発電事業の事業継続が困難になった場合の措置の現状
- (4) 再生可能エネルギーの大量導入による系統制約の懸念
- (5) 再生可能エネルギーの導入促進や災害に備えるために蓄電池を活用する必要性
- (6) 使用済み核燃料
 - ア 貯蔵量が貯蔵限界に達している現状に対する対策
 - イ 超長期間にわたる管理についての西村国務大臣の見解